

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	1	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	受給資格者の認定		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町家族介護者支援手当条例 (平成23年条例第2号)		
根 拠 条 項	<p>(受給資格の認定)</p> <p>第4条 手当の支給を受けようとする家族介護者は、町長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、速やかに認定の可否を決定し、その結果を通知しなければならない。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	2	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	使用許可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町地域包括ケアセンター条例 (平成29年条例第4号)		
根 拠 条 項	<p>(使用の許可)</p> <p>第8条 地域の交流スペースを使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)</p>		
標 準 処 理 期 間	即日		
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	3	処理機関(所管課)	長寿福祉課
許 認 可 等 の 種 類	受給資格の認定、喪失		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町在宅重度心身障害者手当支給条例		
根 拠 条 項	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、当該障害の程度が1級又は2級に該当する者</p> <p>(2) 療育手帳制度(埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号))による療育手帳の交付を受けている者であつて、当該障害の程度が㊸又はAに該当する者</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であつて、当該障害の程度が1級に該当する者</p> <p>(4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が、障害の程度について最重度又は重度と判定した者</p> <p>(5) 前4号に掲げる者に相当すると町長が認めた者</p> <p>(6) 超重症心身障害児と町長が認めた者</p> <p>(7) 前各号に掲げる者のほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の障害の状態にあると町長が認めた者</p> <p>(支給制限)</p> <p>第2条の2 手当は、在宅で生活する重度心身障害者のうち、次の各号の一に該当する者には支給しない。</p> <p>(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)第17条第2号及び第26条の2第1号に規定する施設並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第14条第3号に規定する施設に入所している者</p> <p>(2) 法第17条の規定に基づく障害児福祉手当、法第26条の2の規定に基づく特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者。ただし、第2条第1</p>		

	<p>項の第6号に該当する者についてはこの限りでない。</p> <p>(3) 前年の所得により、住民税が課税されている者</p> <p>(4) 65歳以上の者。ただし、以下に該当する場合はこの限りでない。</p> <p>ア 65歳に達する日の前日において、この手当を受給していた場合</p> <p>イ 平成21年12月31日時点において既にこの手当を受給していた場合</p> <p>ウ 65歳に達する日の前日又は平成21年12月31日時点において第1号から第3号の事由により支給を制限されていた者が、当該事由に該当しなくなった場合</p> <p>2 町長は、受給者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(受給資格の喪失)</p> <p>第4条 前条の認定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、手当の受給資格を失う。</p> <p>(1) 鳩山町に住所を有しなくなったとき。</p> <p>(2) 第2条の規定に該当しなくなったとき。</p> <p>(3) 死亡したとき。</p> <p>2 受給者は、前項第1号及び第2号に該当することとなったときは、速やかに規則で定める届書を町長に提出しなければならない。</p>
<p>審 査 基 準</p>	
	<p>未設定(条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)</p>
<p>標 準 処 理 期 間</p>	
<p>関 係 法 令 等</p>	
<p>関 係 文 書 等</p>	
<p>審査基準設定年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>備 考</p>	